

自由満期型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 自由満期型定期預金（以下、「この預金」という。）のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に自由満期型定期預金として継続します。ただし、継続後のこの預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合はこの取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払い時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日利息とともに支払います。ただし、この預金は通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い（以下、「自動解約扱」という）もできます。
- (2) 前記(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の残りの金額について、引続き当初の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時（一部支払いするときは一部支払い時）に預入日から解約日（一部支払いをするときは一部支払日、最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および、つぎの預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱の場合の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日（継続をした場合はその継続日。以下同じです）から最長預入期限（解約するときは解約日、一部支払いするときは一部支払日）の前日までの日数について上記と同様の方法により計算し、あらかじめ指定された預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により（解約するときはこの預金とともに）支払います。

- ①6か月以上1年未満 預入日における当行所定のこの預金の「6か月以上」利率
 - ②1年以上2年未満 預入日における当行所定のこの預金の「1年以上」利率
 - ③2年以上3年未満 預入日における当行所定のこの預金の「2年以上」利率
 - ④3年以上4年未満 預入日における当行所定のこの預金の「3年以上」利率
 - ⑤4年以上5年未満 預入日における当行所定のこの預金の「4年以上」利率
 - ⑥5年 預入日における当行所定のこの預金の「5年」利率
- (2) この預金のうち自動継続扱のものは、継続停止の申出があった場合に、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。
 - (3) この預金の最長預入期限以後の利息（自動継続扱の場合の継続を停止した場合における最長預入期限以後の利息を含みます）は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (4) この預金を後記4の(1)により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、

預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (5) 一部支払後の残余の預金（以下「一部支払後の預金」という）についての利息は、一部支払日以降も約定利率を適用して計算します。ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金の当行所定の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部支払日以降、一部支払後の預金の利息は、この預金の預入日に同じ預入期間にて、一部支払後の預金の金額相当額を預けた場合に適用される当行所定の利率を適用して計算します。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続（ただし前記1の(1)による継続を除く）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店のほか当行本支店に提出してください。
- (3) 前記(2)の解約または書替継続の手続に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5.（通帳、証書の効力）

前記2の(1)による満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した場合（自動解約扱）は、以後通帳記載の当該預金または証書は無効となりますので、証書については直ちに当店のほか当行本支店に返却してください。

6.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

7.（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定の定めにより取扱います。

以上